



社会保障・税番号制度開始に伴う マイナンバーの通知について

亀山市は、平成27年10月5日から社会保障・税番号（マイナンバー）制度が開始されることに伴い、住民票のある住所地にマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」を順次通知します。

社会保障・税番号制度は、住民票を有するすべての方に一人一つの12桁のマイナンバーを付して、住民の方の情報を適切に把握し、複数の機関にある情報が同じ人の情報であることを確認するために導入されます。

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、平成28年1月から、年金、税、医療保険などの行政手続きの際は、マイナンバーの提示が義務付けられることとなります。

「通知カード」は、現時点において、11月10日から順次、世帯単位に住民票を有する住所へ簡易書留でお送りする予定で、「個人番号カード」を交付するための申請書及び返信用封筒、説明用パンフレットを同封しています。

なお、「個人番号カード」ですが、これには、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などが記載され、裏面にはマイナンバーが記載され、身分証明書としても利用できるものです。交付を希望される方は、同封の申請書と返信用封筒をご利用いただき、郵送にて申請することができます。

今後、「通知カード」「個人番号カード」とも、ご利用いただく機会が増えることが見込まれます。紛失等がないよう、大切に保管をお願いします。